

浜北ミニバスケットボールクラブ「グリーンキッズ」クラブ規約

第1章 総則

(所属及び名称)

第1条 本会は、浜北ミニバスケットボールクラブ「グリーンキッズ」(通称浜北グリーンキッズ)と称す。(以下本クラブ)

(事務局)

第2条 本クラブには事務局を置く。

(目的)

第3条 本クラブはミニバスケットボールの活動を通して、心身を鍛えると共に生涯に渡ってスポーツに親しむ基礎を培うことを目的とする。

第2章 クラブの構成及び加入

(クラブの構成)

第4条 本クラブは、前条の目的に賛同する児童とその保護者及び指導者で構成し、それぞれクラブ員、父母の会及び指導部と称する。

(クラブ員の資格)

第5条 本クラブ員は浜松市浜名区の東部地区(浜北北部中・亀玉中・北浜東部中学校区に居住する)の小学校児童を中心に構成する。

(クラブ員の加入)

第6条 本クラブへの加入は、本クラブ所定用紙にてこれを行う。また、加入に当たっては、別に定める入会費と活動費を納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年の年度末の3月31日までとする。

(日本バスケットボール協会等への登録)

第8条 本クラブは第6条に定めるところにより加入登録を行ったクラブ員・指導部をまとめ、(公財)日本バスケットボール協会、(一社)静岡県バスケットボール協会U-12部会、(公財)日本スポーツ協会(スポーツ少年団)等に登録を行うものとする。クラブ員の個人登録に関する費用については別に徴収する。

第3章 活動

(活動)

第9条 本クラブは、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ミニバスケットボールの技術向上のための練習
- (2) 静岡県バスケットボール協会U-12部会主催の各種大会への参加
- (3) 他クラブとの交歓交流活動
- (4) レクリエーション活動
- (5) その他本クラブの目的達成に必要な活動

(活動日)

第10条 活動は年間を通して、月曜日・水曜日・金曜日・土曜日を原則とする。

ただし、各種の大会や練習試合はこの限りではない。

第4章 役員

(役員)

第11条 本クラブには、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 男女チーム若干名
- (3) 部長 男女チーム各1名
- (4) 監督 男女チーム各1名
- (5) コーチ 若干名
- (6) スコアラー 若干名
- (7) 帯同審判 公認審判

2, 会長は、本クラブを代表し、総括する。

3, 副会長は、会長を補佐する。

4, 部長は、男女各クラブチームを総括する。

5, 監督は、本クラブチームの指導を総括する。

6, コーチは、監督を補佐し、指導に当たる。

7, スコアラーは、男女各チームの試合のスコアを記録する。

8, 帯同審判は、各種大会において審判を行う。

(役員の選出)

第12条 本クラブの役員は総会で選出する。

2, 役員は兼任を妨げない。

3, 役員任期は1年とするが、再任を妨げない。

第5章 父母の会

(父母の会の設置)

第13条 本クラブには育成団体として、父母の会を置く。父母の会については別に定める。

第6章 会議

(会議)

第14条 会議は、次の通りとし、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 指導部会

(総会)

第15条 総会は毎年4月に本クラブ関係者全員の出席のもとに開き、次のことを協議する。

1, 活動計画に関すること。

2, 予算・決算に関すること。

- 3, 役員に関すること。
- 4, 規約の改廃に関すること。
- 5, その他, 本クラブの運営及び活動に関すること。

(役員会)

第16条 役員会はクラブ役員及び父母の会役員の出席のもとに, およそ3ヶ月に1回開き, 次の事項を審議する。

- 1, 総会に付議する事項。
- 2, 総会から付託された事項。
- 3, その他, 本クラブの運営及び活動に関すること。

(指導部会)

第17条 指導部会は必要に応じて開き, 次の事項を検討する。

- 1, 練習計画に関すること。
- 2, 指導者の指導技術向上に関すること。
- 3, その他, 本クラブ指導に関すること。

第7章 会計

(会計)

第18条 本クラブの会計は, クラブ員の納める入会費, 活動費, 各種団体からの補助金, 寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2, 本クラブ運営に関わる経費の運営については, 父母の会会計が行う。

(入会費)

第19条 本クラブ員の新規入会費については, クラブ員1人当たり1,000円とし, 加入申し込み時に納入するものとする。継続クラブ員はこれを徴収しない。

(活動費)

第20条 活動費は参加する曜の日数に500円を乗じた金額とする。週4回の場合, 活動費はクラブ員1人当たり1カ月2,000円とし, 半年間ごとに12,000円(年間24,000円)を納入するものとする。体験的な入部を認める。

(退会の返金)

第21条 クラブ員が退会した場合, 退会した日の翌月以降の活動費を返金するものとする。ただし, 第27条に該当する退会の場合, これは返金しない。

(役員のパ遣費)

第22条 指導部役員のパ遣にかかる費用について, 以下のように定め, 支出する。

- (1) 旧浜北区外静岡県西部 500円
- (2) 静岡県西部外 1,000円

(会計年度)

第23条 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり, 翌年の3月31日に終わる。

第8章 その他

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、緊急を要する事項については、会長が決裁し、事後役員会に報告することとする。

(義務)

第25条 本クラブの活動については、クラブ員、父母の会及び指導部は安全について責任をもって活動するものとする。

2、クラブ登録したクラブ員、父母の会及び指導部は全員スポーツ傷害保険に加入するものとする。クラブ員、父母の会の保険料については別に徴収する。

(責任)

第26条 前条の趣旨により、万一交通途上または活動中に事故が生じても、本会はその責任を負わないものとする。

(クラブ員の退会)

第27条 本クラブの趣旨にそぐわない行為及び著しく迷惑をかける行為等を行うクラブ員に関して、これを退会させることができる。

(クラブ員等の個人情報に関する扱いや代理登録等に関する委託等)

第28条 クラブ員等の個人情報に関する扱いや代理登録等について本クラブが適切に管理運用することとし、本クラブに委任することとする。これについては別に委任状を提出する。

(規約の改正)

第29条 本規約は、必要に応じて総会の決定で変更できる。

付則 規約改正 平成7年4月8日・平成7年10月7日・平成8年4月6日・平成8年10月5日・平成9年4月12日・平成10年4月11日・平成14年4月13日・平成15年4月12日・平成18年4月1日・平成21年4月11日・平成25年4月6日・2021年4月3日・2024年4月6日・2026年4月4日